

2024年度前期・社福国試対策

貧困に対する支援

26 生活保護の歴史と統計

『穴埋めチェック2024』
P.101～P.112参照



▶ 公的扶助の歴史

1874年 (明治7)	恤救規則 <small>じゆつきゆう</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 救済は親族相扶、隣保相扶という血縁・地縁関係によって行うべきであり、どうしてもそれにより難い「無告ノ窮民」だけは救済してよいとした ● 救済の対象は、極貧の独身者、15歳未満か70歳以上で障害、高齢などで就労できないもの、13歳以下の孤児など ● 救済方法は、米代を金銭給付していた
1917年 (大正6)	軍事救護法	● 傷病兵やその遺族などを救護。軍事救護法を管掌するために救護課が設置された
	濟世顧問制度	● 岡山県知事の笠井信一が創設
1918年 (大正7)	方面委員制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪府知事（林市蔵）のもと、小河滋次郎が創設した ● 昭和11年方面委員令により制度化される
1929年 (昭和4) <small>昭和7年施行</small>	救護法	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護の対象を65歳以上の老衰者、13歳以下の幼者、妊産婦、疾病、傷病、障害者とし、労働能力のある貧困者は基本的に除外した ● 保護の種類は、「生活扶助」「医療」「助産」「生業扶助」の4種類とした ● 保護の実施機関は、市町村長とした ● 保護は「居宅」で行うことを原則とした ● 救護費用の負担を国5割とした ● 扶養義務者が扶養できる場合には、急迫した場をを除き救護しないとされた ● 保護の請求権は認められていない
終 戦		
1945年 (昭和20)	「救済並びに福祉計画に関する件」(SCAPIN404)	● 占領軍が示した覚書。貧困者に対する食料・衣料・住宅等の救済措置を実施するための包括的計画を提出するように求めた
	「生活困窮者緊急生活援護要綱」	● 生活援護の対象者を一般国内生活困窮者及び著しく生活に困窮する失業者、戦災者、海外引揚者、在外者留守家族、傷痍軍人及びその家族並びに軍人の遺族とした
1946年 (昭和21)	「社会救済」(SCAPIN775)	● 占領軍が示した覚書。「国家責任による無差別平等の保護」「公私分離」「必要な救済費用に制限を設けない」という原則を示した。これに基づいて旧生活保護法を立案
	民生委員令	● 方面委員を民生委員と改称
	旧生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> ● 法の目的を生活の保護を要する状態にある者の生活を国が差別的又は優先的な取扱をなすことなく平等に保護して、社会の福祉を増進するとしていた ● 保護の種類を「生活扶助」「医療」「助産」「生業扶助」「葬祭扶助」の5種類とした（教育、住宅に関する保護は生活扶助に含まれていた） ● 能力があるにもかかわらず勤労の意思のない者は保護の対象者から除外された ● 保護費の国の負担を8割とした ● 保護請求権は、個々の要保護者には積極的に認められていない ● 扶養義務者が扶養できる場合は、急迫な事情がある場合を除いて保護しない ● 保護機関を市町村とし、「民生委員を補助機関」として保護の実施に当たらせた

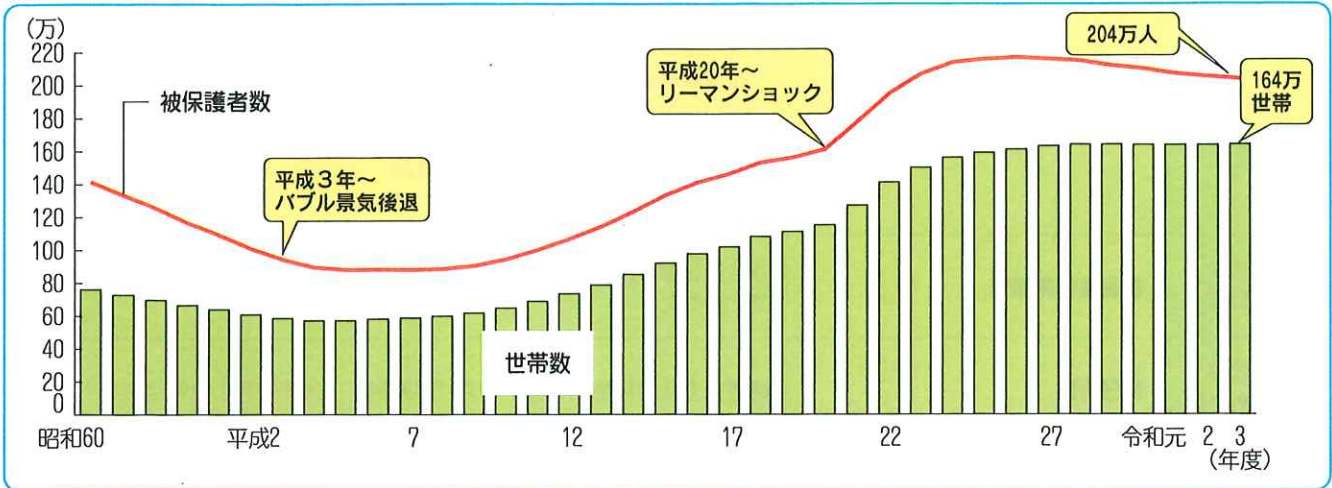
1948年 (昭和23)	民生委員法	● 民生委員の資格要件・選任方法、任期（3年）などを定義
1949年 (昭和24)	「生活保護制度の改善強化に関する件」	● 社会保障制度審議会の「生活保護制度の改善強化に関する件」では、生活保護制度を「 社会保障制度 」の一環として確立すべきことを勧告した
	「6項目要求」	● 占領軍が提示した「昭和25年度において達成すべき厚生省主要目標及び期日についての提案」で、社会福祉事業法制定の契機となった
1950年 (昭和25)	生活保護法	● 生活保護の「4原理」「4原則」が確立した ● 「 社会福祉主事を補助機関 」、「 民生委員は協力機関 」とした ● 国の負担割合を 8割 とした ● 「 保護請求権 」と「 不服申立制度 」を法定化した ● 保護の種類に「 教育扶助 」、「 住宅扶助 」を創設し 7種類 とした ● 医療扶助の「 指定医療機関 」制度を導入した
1951年 (昭和26)	社会福祉事業法	● 社会福祉事業法（平成12年より社会福祉法）が制定され、 福祉事務所 が法定化された
1957年 (昭和32)	朝日訴訟	● 健康で文化的な生活の基準をめぐる裁判。「 人間裁判 」と呼ばれた
1989年 (平成元年)	国庫負担の見直し	● 国の負担割合が、 4分の3 に変更（現在に至る）
2000年 (平成12)	「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」	● 「制定「50」周年を迎えた生活保護制度について、経済社会の変化等を踏まえ……「最低生活」の保障を基本に、新たな形の社会的課題をも視野に入れて検証を行う必要がある」と提言
	生活保護法改正	● 「 介護扶助 」を新たに創設（保護の種類が 8種類 となった）
2004年 (平成16)	「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」	● 最低生活保障の体系と生活保護基準の在り方（ 高齢加算 、 母子加算 の在り方など）、自立支援等生活保護の制度・運用の在り方などが検討された ● 高齢加算を段階的に廃止
2007年 (平成19)	生活保護費の見直し等	● 母子加算の段階的廃止、 ひとり親世帯就労促進費 、 要保護世帯向け長期生活支援資金 新設
2009年 (平成21)	生活保護費の見直し等	● 母子加算の復活 、生活福祉資金貸付制度の再編
2013年 (平成25)	生活保護費の見直し等	● 保護基準額の見直し（平成25年8月施行）
	生活保護法改正	● 就労自立給付金 の創設、 指定医療機関の更新制 を導入、第三者行為求償権の創設、福祉事務所の調査権限の拡大、罰則の引き上げなど（平成26年7月施行）
	生活困窮者自立支援法	● 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して支援を行う（平成27年4月施行）

▶ 生活保護の統計

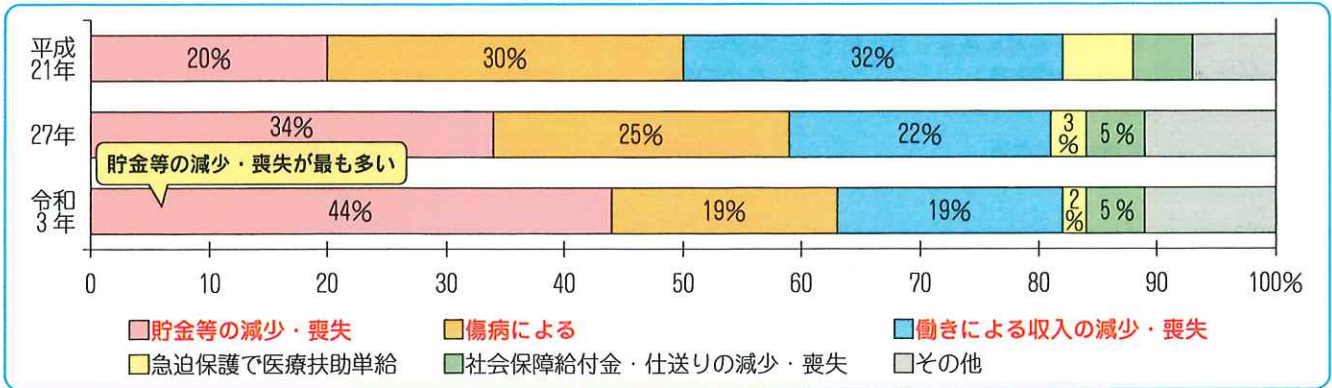


令和3年度1か月平均の被保護者数は約204万人（保護率1.62%）、被保護世帯数は約164万世帯です（平均世帯員数は約1.24人）。

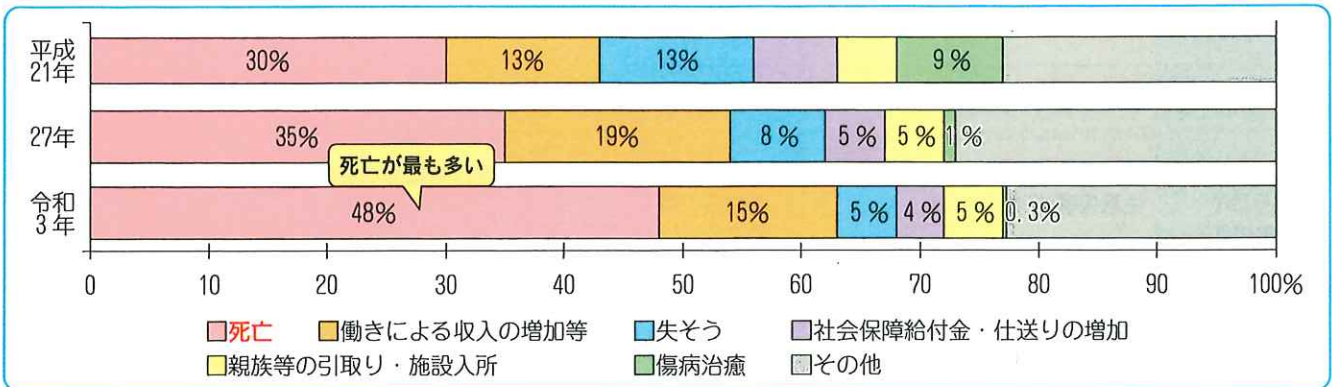
● 「被保護者数」と「被保護世帯数」(1か月平均)の年次推移



● 保護開始理由

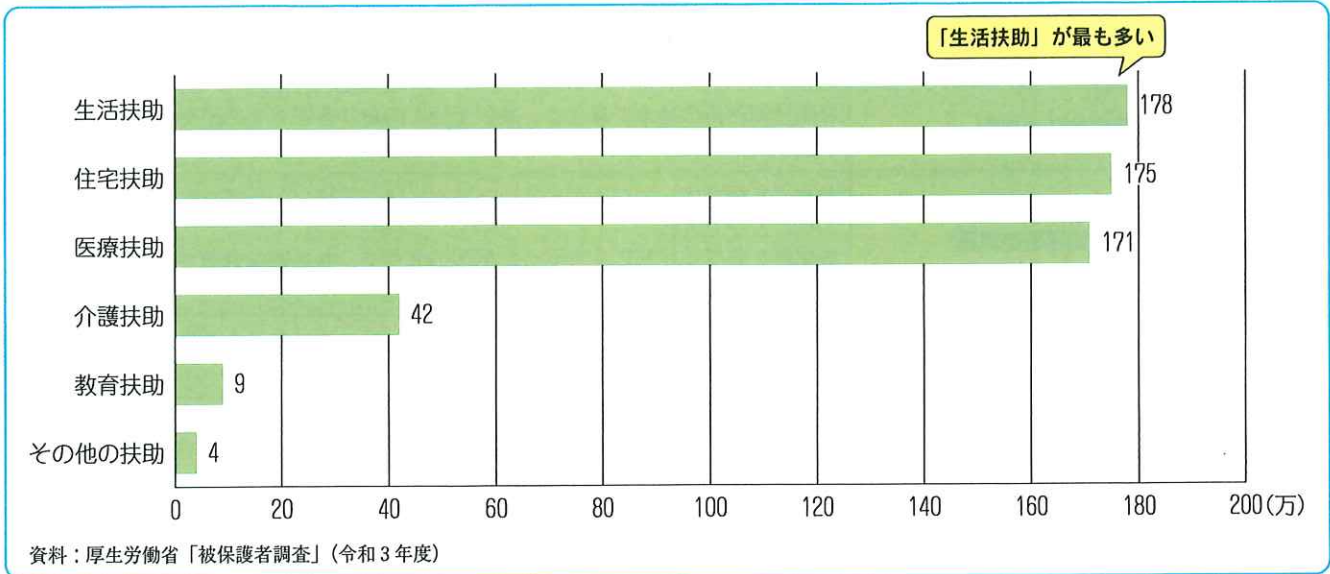


● 保護廃止理由

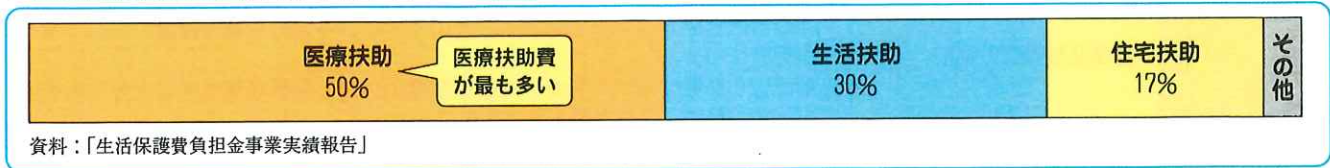


資料：厚生労働省「被保護者調査」(令和3年度)

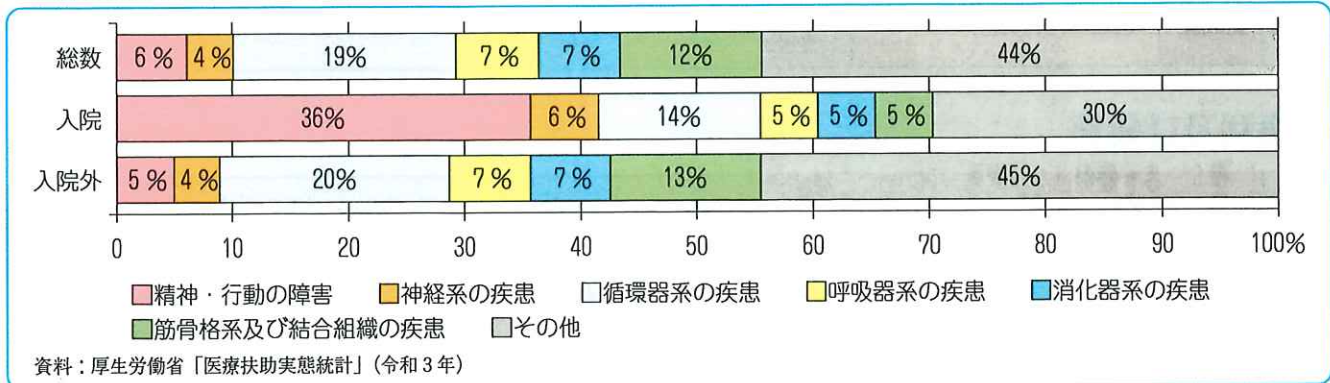
● 保護の種類別扶助人員（令和3年度）



● 生活保護費負担金扶助別内訳（令和2年度）



● 医療扶助受給者の傷病分類別構成割合



● 世帯類型別



● 世帯人員別



資料：厚生労働省「被保護者調査」（令和3年度）

27 生活保護の概要

▶ 原理・原則

生活保護法1950（昭和25）年公布

基本原理	第1条	国家責任の原理	● 憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その 自立を助長する
	第2条	無差別平等の原理	● すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、保護を無差別平等に受けることができる ● 保護を要する状態に立ち至った原因の如何や、社会的な身分や信条などにより優先的又は差別的に取り扱われることはない
	第3条	最低生活の原理	● 保障される最低限度の生活は、 健康で文化的な生活水準 を維持することができるものでなければならない
	第4条	保護の補足性の原理	● その利用し得る 資産、能力 その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる ● 民法に定める扶養義務者の扶養 が生活保護法による保護に 優先 して行われる
保護の原則	第7条	申請保護の原則	● 「 要保護者 」「 扶養義務者 」「 同居の親族 」の申請に基づいて開始する ● 急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる
	第8条	基準及び程度の原則	● 厚生労働大臣 の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない 不足分を補う程度 において保護を行う ● 基準は、必要な事情を考慮した 最低限度の生活の需要を満たすに十分な ものであって、かつ、 これを超えない ものでなければならない
	第9条	必要即応の原則	● 要保護者の年齢別、性別、健康状態などその個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、 有効かつ適切 に行う
	第10条	世帯単位原則	● 世帯単位 を原則とする。これによりがたいときは、 個人を単位 とすることもできる

▶ 権利及び義務

権利	不利益変更の禁止	● 正当な理由 がなければ、既に決定された保護を、 不利益に変更 されない
	公課の禁止	● 保護金品を標準として 租税その他の公課 を課せられない
	差押の禁止	● 既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を 差し押さえられることがない
義務	譲渡禁止	● 保護を受ける権利を 譲り渡すことができない
	生活上の義務	● 常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他 生活の維持、向上 に努めなければならない
	届出の義務	● 収入、支出その他生計の状況に 変動 があったとき、又は居住地、世帯の構成に 異動 があったときは、速やかに、 保護の実施機関又は福祉事務所長 にその旨を届け出なければならない
	指示等に従う義務	● 保護の実施機関からの 指示には従わなければならない
	費用返還義務	● 急迫した事情で 資力があるにもかかわらず保護を受けた場合 、保護の実施機関の定める額を返還しなければならない

▶ 用語の定義

保 護	要保護者	● 現に保護を受けていないにもかかわらず、 保護を必要とする状態の人
	被保護者	● 現に保護を受けている人
給 付	現物給付	● 物品の給与又は貸与、医療の給付、介護サービスなど 金銭以外 で保護を行う
	金銭給付	● 金銭 の給与又は貸与によって保護を行う

▶ 保護の種類

8 つに分かれる 生活保護は利用者のニーズに応じて	① 出産扶助	金銭給付	子どもを出産する費用		出産
	② 教育扶助	金銭給付	義務教育にかかる費用		学校
	③ 生業扶助	金銭給付	職業訓練など仕事にかかる費用		就職
	④ 住宅扶助	金銭給付	家賃などにかかる費用		独立
	⑤ 生活扶助	金銭給付	日常生活費		生活
	⑥ 医療扶助	現物給付	医療にかかる費用		病気
	⑦ 介護扶助	現物給付	介護にかかる費用		介護
	⑧ 葬祭扶助	金銭給付	葬式にかかる費用		死亡

▶ 生活扶助基準の算定方法

1946年～1947年 (昭和21年～昭和22年)	標準生計費方式	● 当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式
1948年～1960年 (昭和23年～昭和35年)	マーケット・バスケット方式	● 最低生活維持に必要な、食料、衣服、光熱水費用などの品目をバスケット（買い物かご）に入れるように選び、それを市場価格に換算して最低生活費を算出する方式
1961年～1964年 (昭和36年～昭和39年)	エンゲル方式	● 家計に占める飲食物費の割合（エンゲル係数）をもとに、最低生活費を算出する方式
1965年～1983年 (昭和40年～昭和58年)	格差縮小方式	● 民間最終消費支出の伸び率を基礎として、 格差縮小分を加味して 生活扶助基準の改定率を算出する方式
1984年～ (昭和59年～)	水準均衡方式	● 民間最終消費支出の伸び率を基礎として、 一般世帯の消費支出水準 を勘案して生活扶助基準の改定率を算出する方式

▶ 保護の範囲及び方法

種類	内容	
生活扶助	生活扶助の範囲	①衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送
	生活扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として金銭給付によって行う（必要があるときは、現物給付も行うことができる） ●保護金品は、原則として1月分以内を限度として前渡しする ●居宅において生活扶助を行う場合は、世帯単位に計算し、世帯主に交付する（必要があるときは、被保護者個々に交付できる） ●施設介護を受けている場合は、施設の長に対して交付することができる

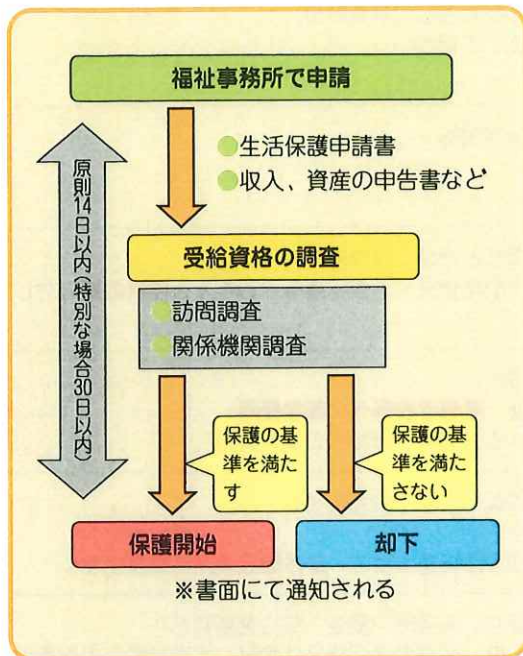
生活扶助費は、「第1類」+「第2類」+「各種加算」により算出されます。



種類	内容		
生活扶助	第1類	●食費・被服費等の個人単位の経費（年齢別に設定されている）	
	第2類	●光熱費、家具什器等の世帯単位の経費（世帯人員別に設定されている）	
	冬季加算	<ul style="list-style-type: none"> ●冬季の暖房費など（地区別に期間が異なる） ●Ⅰ・Ⅱ区（10～4月）、Ⅲ・Ⅳ区（11～4月）、Ⅴ・Ⅵ区（11～3月） 	
	入院患者日用品費	●病院等に入院している被保護者の一般生活費	
	介護施設入所者基本生活費	●介護施設に入所している被保護者の一般生活費	
	各種加算	妊産婦加算	●妊婦及び産後6か月までの妊婦に対する栄養補給に対する加算
		母子加算	●父母の一方若しくは両方が欠けている場合などに加算（父子世帯も対象）
		障害者加算	●身体障害1～3級、障害基礎年金1、2級の障害者の特別な需要に対して加算
		介護施設入所者加算	●介護施設に入所中の教養娯楽等特別な需要に対する加算
		在宅患者加算	●在宅患者の栄養補給等のための特別な需要に対する加算
		放射線障害者加算	●原爆放射能による負傷、疾病等の状態にある者に対する特別な需要に対する加算
		児童養育加算	●高校生までの児童の教養文化的経費等の特別な需要に対する加算
	介護保険料加算	●介護保険の第1号被保険者の介護保険料に対する加算	
	期末一時扶助	●年末（12月）の特別な需要に対する経費	
一時扶助	●保護開始時、出生、入学準備、入退院等に際して、緊急やむを得ない場合などの経費		

種 類	内 容	
出産扶助	扶助の範囲	①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
	扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、金銭給付によって行う（必要があるときは、現物給付） ●現物給付は、指定を受けた助産師に委託して行う ●保護金品は、被保護者に対し交付する
教育扶助	扶助の範囲	①義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 ②学校給食費、通学のための交通費 ③学習支援費（クラブ活動費用など）
	扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、金銭給付によって行う（必要があるときは、現物給付） ●保護金品は、被保護者、その親権者、未成年後見人、被保護者が通学する学校の長に対して交付する
生業扶助	扶助の範囲	①生業費（生業に必要な資金、器具又は資料） ②技能修得費（技能を修得するための経費、高等学校等への就学費用） ③就職支度費（就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入費用）
	扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、金銭給付によって行う（必要があるときは、現物給付） ●現物給付は、授産施設等に委託して行う ●保護金品は、被保護者に交付する。技能の修得費などは、授産施設の長に交付できる
住宅扶助	扶助の範囲	①住居（借家・借間の場合の家賃・間代等や、転居時の敷金、契約更新料等） ②補修その他住宅の維持のために必要なもの（家屋の補修費又は建具、水道設備等の修理経費等）
	扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、金銭給付によって行う（必要があるときは、現物給付） ●現物給付は、宿所提供施設に委託して行う ●保護金品は、世帯主に交付する
医療扶助	扶助の範囲	①診察 ②薬剤又は治療材料 ③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④居宅における療養上の管理及び療養に伴う世話その他の看護 ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥移送
	扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、現物給付によって行う（必要があるときは、金銭給付） ●医療の給付は、医療保護施設又は指定医療機関に委託して行う ●国の開設した医療機関は、厚生労働大臣が、その他の医療機関は都道府県知事が指定する
介護扶助	扶助の範囲	①居宅介護（介護予防）（居宅介護支援計画（介護予防支援計画）に基づき行うものに限る） ②福祉用具（介護予防福祉用具） ③住宅改修（介護予防住宅改修） ④施設介護 ⑤移送
	扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、現物給付によって行う（必要があるときは、金銭給付） ●居宅介護等の給付は、指定介護機関に委託して行う ●保護金品は、被保護者に対し交付する（実際は法定代理受領方式）
葬祭扶助	扶助の範囲	①検案 ②死体の運搬 ③火葬又は埋葬 ④納骨その他葬祭のために必要なもの
	扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、金銭給付によって行う（必要があるときは、現物給付） ●保護金品は、葬儀を行う者に交付する ●死亡した被保護者に葬祭を行う扶養義務者がいないときは、葬儀を行う者に対して葬祭扶助を行うことができる

▶生活保護利用の流れ



【生活保護が受けられる場合】

最低生活費を算出				
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護保険料 + 自己負担額	医療保険料 + 自己負担額
収入認定額		扶助費		

収入認定額が最低生活費を下回る

【生活保護が受けられない場合】

最低生活費を算出				
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護保険料 + 自己負担額	医療保険料 + 自己負担額
収入認定額				

収入認定額が最低生活費を上回る

収入認定額

- 就労収入、公的年金や親族等からの援助などは原則として収入として扱われる(ただし、就学のための貸付金や香典などの社会通念上収入として扱うのが不適切なものは除く)
- 就労収入は、必要経費の実費控除や勤労控除を除いた金額が収入認定される
収入認定額 = 「就労収入」 - 「実費控除」 - 「勤労控除」

※勤労収入を得るために必要な経費や勤労意欲の増進・自立助長を促進するために一定額が控除される。

申請による保護の開始

- 保護の開始を申請する者は、申請書を保護の実施機関に提出しなければならない
- 保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定の理由を附した書面を通知しなければならない
- 通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならない(ただし、特別な理由がある場合は、30日以内まで延ばすことができる)
- 申請をしてから30日以内に通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる
- 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合、あらかじめ、扶養義務者に対して書面で通知しなければならない

職権による保護の開始及び変更

- 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権で保護を決定し、保護を開始しなければならない

▶ 生活保護における指導指示・訪問調査等

指導及び指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な 指導又は指示 をすることができる ● 指導又は指示は、被保護者の 自由を尊重し、必要の最少限度 に止めなければならない ● 被保護者の意に反して、指導又は指示を 強制し得るものと解釈してはならない
相談及び助言	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護の実施機関は、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの 相談に応じ、必要な助言 をすることができる
調査及び検診	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護の実施機関は、必要があるときは、要保護者の資産状況などを調査するために、職員に、要保護者の居住の場所に立ち入り調査 をさせることができる ● 保護の実施機関は、必要があるときは、健康状態を調査するために、要保護者に対して、保護の実施機関の指定する 医師の検診を受けるよう命ずる ことができる
扶養義務者に対する報告の求め	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護の実施機関は、保護の決定等に必要があるときは、調査するために要保護者の 扶養義務者等 に対して、報告を求める ことができる
資料の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護の実施機関は、必要があるときは、要保護者又は要保護者であった者（扶養義務者も含む）の 資産・収入等 について、調査 することができる ● 官公署等 は、保護の実施機関から求められた場合は、資料の提供等 を行わなければならない

▶ 自立支援プログラム

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施機関である 福祉事務所 が、管内の生活保護受給者の状況や 自立阻害要因 について類型化を図り、それぞれの 類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容・実施手順 等を定め、個々の生活保護受給者に必要な支援を 組織的に実施 するもの 		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保護者 が対象 		
プログラムの種類	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援は、「経済的自立」に加えて、「社会生活自立」「日常生活自立」を含む 		
	<table border="1"> <tr> <td>経済的自立プログラム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 就労 による経済的自立のためのプログラム </td> </tr> </table>	経済的自立プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労 による経済的自立のためのプログラム
	経済的自立プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労 による経済的自立のためのプログラム 	
	<table border="1"> <tr> <td>社会生活自立プログラム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的なつながり を回復・維持し、地域社会の一員 として充実した生活を送ることをめざすプログラム </td> </tr> </table>	社会生活自立プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的なつながり を回復・維持し、地域社会の一員 として充実した生活を送ることをめざすプログラム
社会生活自立プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的なつながり を回復・維持し、地域社会の一員 として充実した生活を送ることをめざすプログラム 		
<table border="1"> <tr> <td>日常生活自立プログラム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど 日常生活において自立した生活 を送ることをめざすプログラム </td> </tr> </table>	日常生活自立プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど 日常生活において自立した生活 を送ることをめざすプログラム 	
日常生活自立プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど 日常生活において自立した生活 を送ることをめざすプログラム 		

▶ 保護の機関

実施機関	● 都道府県知事、市長、福祉事務所を管理する町村長は、次の者に対して保護を決定し、実施しなければならない	
	1	管理する福祉事務所の所管区域内に 居住地を有する要保護者
	2	居住地がないか、明らかでない要保護者 で、管理する福祉事務所の所管区域内に 現在地を有するもの
福祉事務所を設置しない町村長	● 急迫時の 応急的な保護 や、要保護者を発見した場合の 実施機関への通報 、保護の申請書を受け取った場合に 実施機関へ送付 などを行う	
福祉事務所	所長	● 都道府県知事又は市町村長の 指揮監督 を受けて、所務を掌理する
	査察指導員 (社会福祉主事)	● 所長の指揮監督を受けて、 現業事務の指導監督 を行う
	現業を行う所員 (社会福祉主事)	● 所長の指揮監督を受けて、 援護を要する者等に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導 を行う等の事務を行う
		所員の定員
事務員	● 所長の指揮監督を受けて、 所の庶務 を行う	
費用負担	● 保護費、保護施設事務費及び委託事務費 国 3/4、地方(※) 1/4 (※) 市、福祉事務所設置町村、都道府県(福祉事務所を設置しない町村分) ● 都道府県は、居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の 1/4 を負担	

▶ 就労自立給付金、進学準備給付金、被保護者健康管理支援事業

就労自立給付金	● 安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった者に対して、 就労自立給付金 を支給する制度	
	支給方法	● 保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て 、保護脱却時に支給
	対象者	● 安定した職業に就いたことにより 保護を必要としなくなった人
進学準備給付金	● 生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として、 大学等に進学した者 に対して、 進学準備給付金 を支給する制度	
	対象者	● 生活保護受給世帯の子どもが 大学等に進学した際 に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する
被保護者健康管理支援事業	● 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の 被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業 を実施する	

▶ 保護施設

保護施設は5種類

救護施設が最も多い

種別	施設種類	概要	施設数
第一種社会福祉事業	1 救護施設	● 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	182
	2 更生施設	● 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	20
	3 授産施設	● 身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設	15
	4 宿所提供施設	● 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設	15
第二種	5 医療保護施設	● 医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設	56

資料：厚生労働省「令和3年社会福祉施設等調査の概況」

▶ 無料低額宿泊所等（社会福祉法）

第二種社会福祉事業	無料低額宿泊所	● 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	2020（令和2）年4月新設
	日常生活支援住居施設	● 無料低額宿泊所であって、被保護者に対する日常生活上の支援を行う施設として都道府県知事の認定を受けたもの ● 入所者それぞれの課題等に応じた個別支援計画に基づいて必要な支援を行う	
	無料低額診療事業	● 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業	
	無料低額介護老人保健施設利用事業	● 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業	
	隣保事業	● 隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業	

▶ 生活保護制度の就労支援



生活保護受給世帯の自立支援を強化するために、被保護者のニーズに応じた就労支援が行われています。

被保護者就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的に実施する事業 	
	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立に関する支援（適切な生活習慣の形成を促す） ● 社会生活自立に関する支援（社会的能力の形成を促す） ● 就労自立に関する支援（一般就労に向けた技法や知識の習得等を促す）
被保護者就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業 	
	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け個別支援を行うことが効果的と思われる者
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労支援員による、ハローワークへの同行支援、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ等
生活保護受給者等就労自立促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給者を含め生活困窮者を広く対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進 	
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者
	就労支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 就職支援ナビゲーター、ハローワーク職員、福祉部門担当コーディネーターなどからなる就労支援チームを設置し、密接な連携による就労支援を実施
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の就労支援プラン策定 ● キャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、職業準備プログラム、トライアル雇用、公的職業訓練等による能力開発、個別求人開拓などさまざまなメニューから選択する

▶ 生活困窮者自立支援法

2013（平成25）年公布

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るために、平成27年4月より生活困窮者自立支援制度が始まりました。



目的		●生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、 生活困窮者の自立の促進 を図ることを目的とする	
生活困窮者の定義		●就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの事情により、現に経済的に困窮し、 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者 （要保護者以外の生活困窮者）	
実施主体		●福祉事務所を設置する自治体（ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村 ）	
必須事業	自立相談支援事業	●主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置 支援内容 ①生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言 ②認定生活困窮者就労訓練事業の利用についての助言 ③「自立支援計画」の作成、自立支援に基づく支援	国庫負担 3/4
	住居確保給付金	● 離職等により住宅を失った生活困窮者等 に対し家賃相当の「住居確保給付金」を支給（原則3か月。最長9か月）	
努力義務	就労準備支援事業	●雇用による就業が困難な生活困窮者に対し、 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 を行う事業（原則1年以内）	国庫補助 2/3
	家計改善支援事業	●収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び 家計の改善の意欲を高めることを支援 するとともに、 生活に必要な資金の貸付けのあっせん を行う事業	一体的に実施した場合 1/2→2/3
任意事業	一時生活支援事業	● 住居のない生活困窮者 に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施（最長3か月） ●シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設	
	子どもの学習・生活支援事業	●生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、 学習の援助 を行う事業 ●子ども及び保護者に対し、子どもの 生活習慣及び育成環境の改善 に関する助言を行う事業	
就労訓練事業（中間的就労）		●雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、 就労の機会を提供 するとともに、 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 などを行う ●国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の 受注の機会の増大 を図るように努める ●就労訓練事業を行うにあたっては、事業所ごとに、 都道府県知事の認定 を受けなければならない	
支援会議の設置		● 都道府県等 は、関係機関、都道府県等から生活困窮者自立相談支援事業等の委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体などにより構成される 会議を組織 することができる	
利用勧奨等		● 都道府県等 は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行にあたって、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者自立支援法に基づく事業の 利用の勧奨 その他適切な措置を講ずるように努める	

28 生活福祉資金貸付

▶ 生活福祉資金貸付制度の概要

実施主体	● 都道府県社会福祉協議会（窓口業務などは市区町村社会福祉協議会で実施）	
貸付対象者	低所得世帯	● 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
	障害者世帯	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者などの属する世帯
	高齢者世帯	● 65歳以上の高齢者の属する世帯
申込方法	● 「市区町村社会福祉協議会」→「都道府県社会福祉協議会」（貸付決定）	
貸付の要件	自立相談支援事業	● 総合支援資金、緊急小口資金 は、原則として生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件
	連帯保証人	● 原則として、連帯保証人を立てることが必要だが、 連帯保証人を立てない場合も借入できる
	重複貸付	● 同一世帯に対して資金を同時に貸し付ける場合には、資金の性格から判断して貸し付けられる
貸付利率	● 総合支援資金と福祉費は、連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5% ● 教育支援資金と緊急小口資金は無利子	

▶ 貸付の種類

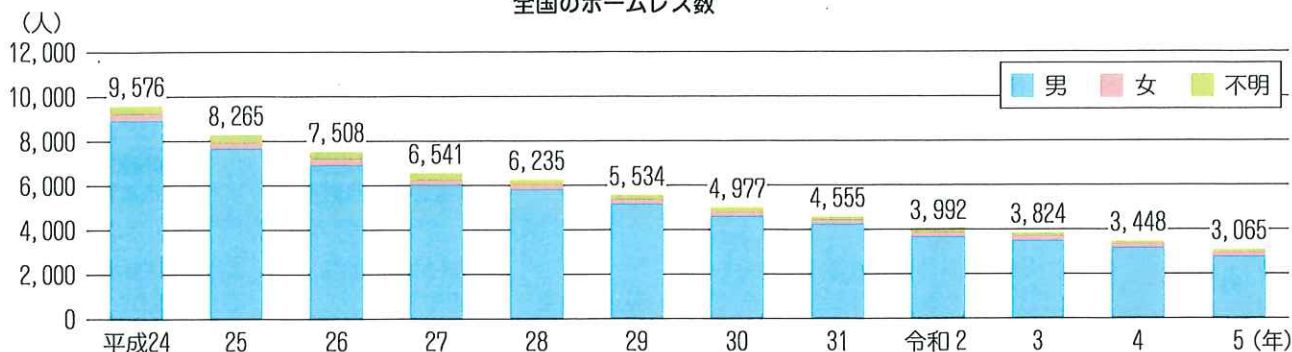
資金の種類			貸付利率
総合支援資金	生活支援費	● 生活再建までの間に必要な 生活費	① 無利子 （連帯保証人あり） ②年1.5% （連帯保証人なし）
	住宅入居費	● 敷金・礼金等 住宅の賃貸借契約 を結ぶために必要な費用	
	一時生活再建費	● 生活を再建するために 一時的に必要な費用 など	
福祉資金	福祉費	● 生業 を営むための費用、 技能習得 に必要な費用、 障害者用自動車の購入費用 など	無利子
	緊急小口資金	● 緊急かつ一時的 に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	
教育支援資金	教育支援費	● 低所得世帯に属する者が 高等学校、大学又は高等専門学校 に就学するのに必要な経費	無利子
	就学支度金	● 高等学校、大学又は高等専門学校への 入学 に際し必要な経費	
不動産担保型生活資金			年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

29 社会手当

根拠法	児童手当法 (昭和46年公布)	児童扶養手当法 (昭和36年公布)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年公布)		
名称	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
支給要件児童等	● 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	● 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児は20歳未満)	● 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童	● 精神又は身体に 重度の障害 を有するため、日常生活において 常時の介護 を必要とする在宅の 20歳未満 の者	● 精神又は身体に 著しく重度の障害 を有するため、日常生活において 常時特別の介護 を必要とする状態にある在宅の 20歳以上 の者
支給要件	<p>「父母等に支給」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支給要件児童を監護し、かつ児童と生計を同じくする父又は母等(未成年後見人がある場合は未成年後見人) <p>「施設等設置者に支給」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童養護施設、障害児入所施設、里親などに委託されているとき 	<p>「父母に支給」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 父母が離婚、父又は母の死亡、障害、DV保護命令を受けたときなど <p>「養育者に支給」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記に該当する場合、父又は母以外の者が児童を養育するとき 	<p>「父母に支給」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児の父もしくは母がその障害児を監護するとき <p>「養育者に支給」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児の父母以外の者でその障害児を養育するとき 	「本人に支給」	「本人に支給」
手当月額 (令和5年4月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満 15,000円 ● 3歳～小学校修了前 第1・2子10,000円、第3子以降15,000円 ● 中学生 10,000円 ● 所得制限以上(※) 5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全部支給 44,140円 第2子 最大10,420円加算 第3子以降 最大6,250円加算 ● 一部支給 44,130円～10,410円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1級 53,700円 ● 2級 35,760円 	15,220円	27,980円
支給制限	住所	● 原則として、児童が 日本国内に住所 がないときは支給しない			
	施設入所	● 施設等設置者に支給	● 児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)に入所しているときは支給しない		● 施設入所、3か月を超えて入院しているときは支給しない
	所得制限	(※)令和4年10月支給分より、一定所得以上の世帯は支給しない	● 所得が一定の額以上であるときは支給しない		
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 国2/3、地方1/3 ● 被用者(3歳未満)は事業主負担あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国1/3 ● 地方2/3 	● 国1/1	<ul style="list-style-type: none"> ● 国3/4 ● 地方1/4 	

30 ホームレス対策

全国のホームレス数



起居場所 (令和5年)	都市公園 25%	河川 23%	道路 22%	駅舎 6%	その他
都道府県別 (令和5年)	大阪府 29%	東京都 22%	神奈川県 15%	福岡県 7%	その他
年齢 (令和3年)	~54歳 19%	55~59歳 11%	60~64歳 16%	65~69歳 20%	70歳~ 34%
収入のある 仕事の有無 (令和3年)	あり 49%			なし	

資料：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」

ホームレス自立支援法	<ul style="list-style-type: none"> 正式名称：ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 ホームレスを定義し、ホームレスに関する問題について、国と地方公共団体の責務を定めた法律
有効期限	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年8月 10年間の時限立法として成立 平成24年6月 有効期限を5年間延長 平成29年6月 有効期限を10年間延長（令和9年8月まで）
ホームレスの定義	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者
実施計画等	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならない 都道府県は、必要があると認められるときは、基本方針に即し、実施計画を策定しなければならない 実施計画を策定するにあたっては、地域住民及びホームレスの自立支援等を行う民間団体の意見を聴くように努める
全国調査	<ul style="list-style-type: none"> 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない

社会福祉士・国家試験対策用語集

貧困に対する支援

朝日訴訟

人間裁判とも称され、1957（昭和 32）年に結核患者であった朝日茂氏によって提起された訴訟。当時の長期入院患者の保護基準が憲法 25 条の「健康で文化的な」最低生活を保障するものではないとして厚生大臣を相手に起こした裁判。

アメリカ社会保障調査団報告

調査団長の名をとって「ワンデル報告」とも呼ばれる。占領下の 1949（昭和 24）年 8 月、GHQ により日本の社会保障制度を調査するために招聘され、同年 12 月に提出された報告書。この報告書により社会保障制度審議会が成立した。

一時扶助

出産、入学、入退院時や保護開始時において最低生活の基盤となる物資の持ち合わせがない場合に行う緊急やむを得ない臨時的支給をいう。被服、布団、家具什器、入学準備金などがある。

一般扶助主義／制限扶助主義

公的扶助の適用にあたって要保護者の生活困窮という事実のみに着目して行う考え方を一般扶助主義といい、労働能力の有無、困窮の原因によって扶助から排除するあり方を制限扶助主義という。

医療扶助

生活保護法による 8 種類の扶助の 1 つ。疾病や負傷の治療に必要な入院または通院による医療の給付をはじめ、治療材料なども対象として認められている。医療券方式による現物給付を原則とし指定医療機関を通じて行われる。

医療保護施設

生活保護法による 5 種類の保護施設の 1 つ。医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行うことを目的とする施設。指定医療機関の増加などによりその数が減少傾向にある。

ウェブ夫妻

[Webb, Sidney 1859-1947; Webb, Beatrice 1858-1943]

ともにイギリスの研究者、社会民主主義者。夫妻は労働運動史や労働組合論において先駆的な研究をしているが、『産業民主制論』（1897）においてナショナル・ミニマムを提唱した。

江口英一

[1918-2008]

わが国の代表的貧困研究者。労働市場と社会階層の分析を行い、働いている生活困窮者（working poor）を含めた「低所得＝不安定就業階層」の問題を通して、現代の低所得層における貧困を捉えた。それは『現代の「低所得層」—「貧困」研究の方法（上・中・下）』（1979～80）として集大成されている。

エリザベス救貧法

イギリス絶対王制期のエリザベス I 世の統治の下において 1601 年に成立。貧困者を労働能力の有無を基準に、①有能貧民、②無能力貧民、③児童、の 3 種類に分類し、就労の強制や浮浪者の整理が行われた。1834 年に改正。そのため改正された救貧法（新救貧法）に対し旧救貧法といわれている。

エンゲル方式^{ほうしき}

生活扶助基準の算定方法の1つで1961（昭和36）年から1964（昭和39）年まで採用された。国民の標準的栄養所要量を満たせる飲食物費を理論的に計算し、これと同程度の費用を現実に支出している低所得世帯を家計調査から抽出し、そのエンゲル係数で逆算して総生活費を求める方式をいう。

介護扶助^{かいごほじょ}

生活保護法による8種類の扶助の1つ。介護保険法の制定に伴い新設されたもので、居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、介護予防などの範囲内において給付されるが、介護保険料については該当しない。医療扶助と同様に現物給付を原則とする。

格差縮小方式^{かくさしゆくしょうしき}

生活扶助基準の算定方法の1つで1965（昭和40）年から1983（昭和58）年までに採用された方式。一般世帯と被保護世帯の生活水準（消費支出）の格差を縮小させるという観点から生活扶助基準の改訂率を決定する方式をいう。

籠山京^{かごやまけい}

[1910-1990]

わが国の代表的貧困研究者。生活構造論の視点から貧困研究を行い、労働者の生活時間の配分や、「低所得層」や「被保護層」の生活水準について論じた。その主要著書として『国民生活の構造』（1943）、『戦後日本における貧困層の創出過程』（1973）などがある。

加算^{かさん}

生活扶助基準を構成するもの。一般的共通的な生活費としての基準生活費において配慮されていない個別的な需要を補填することを目的として設定された制度。障害者、母子、妊産婦、介護施設入所者などの加算がある。

加藤訴訟^{かとうそしつ}

1990（平成2）年、加藤鉄男氏によって提訴された訴訟。将来の介護費用のために保護費を切り詰めて蓄えた預貯金の一部を収入認定し、保護費を減額し

た保護変更処分と残額の用途を限定した指導指示処分に対してその取消しを求めて起こした裁判。1993（平成5）年に原告勝訴となり一審で確定した。

基準及び程度の原則^{きじゆん及びていどげんそく}

生活保護法による実施上の4原則の1つ。保護は厚生労働大臣が定める基準によって最低生活費を測定し、要保護者の収入と対比して不足分を補う程度において行うものとされる。また、保護基準は要保護者の年齢、世帯、所在地等を考慮した最低生活水準を満たすに十分なものであり、かつ、これを超えないものとされている。

基準生活費^{きじゆんせいかつり}

生活扶助を構成する基本的費目。居宅の場合、個人別経費として消費する飲食物費や被服費、その他の日用品費の維持購入に必要な経費を、年齢別・居住地別に設定した第1類費と、光熱水費や家具什器費など世帯単位で必要な経費を世帯人員別に設定した第2類費からなる。

救護施設^{きうごせしせつ}

生活保護法による5種類の保護施設の1つ。身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設。

救護法^{きうごほう}

第1次世界大戦末期には、物価高騰による生活苦を背景に米騒動や労働運動が勃発し、これらの社会不安を受けて政府は社会事業対策を打ち出していく。そして、1874（明治7）年に制定された恤救規則ではますます深刻化する国民の救貧対策に対応できなくなり、それに代わるものとして救護法が1929（昭和4）年に制定されたが、財源難から3年遅れて実施された。対象者は、65歳以上の老人、13歳以下の幼者、妊産婦、病人であり、労働能力のある者はその対象とされなかった。

旧生活保護法^{きゅうせいかつほほほう}

1946（昭和21）年にGHQの指令（SCAPIN775）を受け入れて成立したわが国最初の近代的公的扶助法。国家責任による無差別平等の原則が一応確立し

たが、保護請求権、欠格条項などの問題点が残され、1950（昭和25）年全面改正して現行法が誕生した。

級地

生活保護基準はそれぞれの地域における消費者物価や地価等の生活水準を踏まえて、要保護者の所在地域により格差を設けているが、その区分を級地という。生活扶助、住宅扶助、葬祭扶助の3つはこの級地制を採っている。

急迫保護

当該生活困窮者が社会通念上、放置できないと認められる状況にあるときには、資産・能力の活用や他法扶助などを差し置いても、保護を行わねばならないことをいう。

救貧院

貧民の収容施設。ヨーロッパ中世の慈善施設にその系譜をもち、イギリスでは18世紀にワークハウステスト法により救援抑制を意図した施設として、また19世紀救貧法では貧民のワークハウス収容を原則とした。

救貧税

救貧法の救済費用をまかなうために教区住民に課された税金。中世ヨーロッパのキリスト教会による十分の一税とは異なり、救貧法では国家的強制課税としてこの救貧税制度が導入された。

救貧法に関する王立委員会報告

イギリスにおいて1905年に任命され、救貧法制度のあり方について検討を行った委員会。1909年に多数派・少数派の2つの報告書を提出した。前者は救貧法制度の存続・拡張・強化を目指したのに対し、後者は救貧法制度を解体してより普遍的な方策が必要であると主張した。

窮民救助法案

1890（明治23）年第1回帝国議会で政府から提出された救貧法案。市町村に救助義務を負わせるという公的救助義務主義に立つが、貧困の個人責任論などを理由に不成立に終わっている。

教育扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品、通学用品、学校給食などの費用を対象として給付される。義務教育外の幼稚園、高校、大学などの教育費用は対象とならない。なお、旧生活保護法においては、この扶助は生活扶助に含まれていた。

教示義務

不服申立ての一般法である行政不服審査法では、この制度を完備しても国民がこの制度を十分に活用できないのでは意義が失われるため、不服申立てができる旨を教示しなければならないこととされている。

行政事件訴訟

行政上の法規に関する訴訟で、司法裁判所が行政事件について行う裁判。生活保護法や介護保険法等では前置主義が採られ、審査請求に対する裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないとされている。

行政不服審査法

不服申立ての一般法。簡易迅速な手続きにより国民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することを目的とする法律。生活保護法や介護保険法等では特則が置かれている。

居住地法

〔Settlement Removal Act〕

定住法ともいう。イギリスにおいて1662年に制定された浮浪貧民の移動や居住権獲得を規制した一連の法律。救貧法が教区ごとに運営されているため救貧費の減少を図る必要に基づくものであった。

居住地保護／現在地保護

実施機関（福祉事務所）の管轄区域内に居住地を有する要保護者に対する保護を居住地保護という。現在地保護とは居住地がないか、明らかでない要保護者に対して、保護を必要とする状態が発生した場合、すなわち現在地において行う保護をいう。

軍事扶助法

1917（大正6）年制定の軍事救護法を1937（昭和12）年に改正した公的救済法規。兵士の入営、傷病、死亡により生活困難な遺家族を対象に扶助を適用した。戦前の軍人優先思想を背景に救護事業や社会事業とは別に軍事政策の一環として捉えられた。

経済保護事業

1918（大正7）年の米騒動の前後から実施された、生活困窮者や低所得者に対する種々の援助や支援策を含む事業をいう。具体的には公設市場、公益質屋、公営浴場などの施設が設置され、職業紹介などの失業保護事業も展開された。

欠格案頂

戦前の救護法や戦後の旧生活保護法に掲げられている受給資格の除外規定。旧法では要保護者に対し国家責任、無差別平等原則を初めて明示したが、素行不良者、能力があるにもかかわらず勤労の意思のない者などを除外し例外規定を残すことになった。

親業員

福祉事務所において業務を直接担当している職員。一般に地区担当員またはケースワーカーと呼ばれる。要保護者の相談援助等に応じる専門職であり、社会福祉主事の資格が必要とされている。

公営住宅

住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で住宅を提供する制度。公営住宅の建設は、住宅に困窮する一般世帯だけでなく高齢、障害などの社会的ハンディキャップを抱えている人を対象に特定目的住宅も供給している。

更生施設

生活保護法による5種類の保護施設の1つ。身体上または精神上の理由により養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設。

公的扶助

社会保障を構成する制度の1つ。特に所得保障に関

連しており、社会保障体系上、最後の安全網として位置づけられている。一般的には公的責任に基づき貧困者に対し権利として行われる最低生活を保障するための制度である。

国家責任の原理

生活保護法の最も根幹となる4原理の1つ。生活保護法は憲法25条の生存権保障を具体化したものであり、その1条に、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その最低限度の生活を保障することが掲げられている。

子どもの貧困対策法

2013（平成25）年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の略称。親から子への「貧困の連鎖」を防ぐため、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、子どもへの教育支援や生活支援、親の就労支援のほか、こうした対策についての調査や研究の実施などが盛り込まれている。「貧困」という言葉を冠する初めての法律でもある。

災害救助法

災害時における被災者の救助を目的として1947（昭和22）年に制定された法律。国が自治体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災した者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

再審査請求

行政庁の処分・不作為への審査請求に対する裁決に不服のある者が、さらに不服申立てをすること。訴訟における控訴にあたる。請求期間は審査庁の裁決を知った翌日から30日以内である。

清世顧問制度

1917（大正6）年、岡山県の笠井信一知事によって創設された貧民救済制度。方面委員制度の前段階的位置にあり、今日の民生委員制度の源流である。救貧よりも防貧に重きを置き、貧困者の調査、相談、就職斡旋などにあたった。

最低生活の原理

生活保護法の最も根幹となる4原理の1つ。イギリスの19世紀新救貧法という劣等処遇の考え方とは全く対照的に、ここでいう「最低」とは人間の尊厳が保てる「健康で文化的」な生活水準をいう。

査察指導員

福祉事務所において所長の指揮監督を受けて、現業員の指導監督を行う職員。スーパーバイザーの訳語。いわば「ケースワーカーのケースワーカー」として管理、教育、支持の3つの機能が求められる。

GHQ

General Headquarters の略で、第2次世界大戦後、連合国軍が設置した総司令部のこと。戦後のわが国は1951（昭和26）年まで占領下にあり、GHQの対日占領政策の一環で社会福祉の基礎構造が形成されたといえる。

失業扶助法

1934年にイギリスにおいて制定された法律。第1部でこれまでの失業保険制度を集成・再建し、第2部で新たに失業扶助を制度化した。中央の失業扶助庁の下に300を超える地方事務所を置き、全国各地に不服申立機関を設置した。

指定医療機関

医療扶助の医療を担当させるために指定された病院、診療所などの医療機関。医療扶助は現物給付であるため医療の給付を指定医療機関に委託し、実施機関がその費用を支払う仕組みとなっている。

児童扶養手当

「児童扶養手当法」（1961〔昭和36〕年制定）に規定。母子家庭や父子家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的とする。手当の支給は、所得による支給制限がある。なお、「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までをいい、心身におおむね中程度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳まで手当が受けられる。

「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書

約半世紀を経過した生活保護制度に対して社会的排除からの脱却を提起した報告書。社会的排除という形で把握された今日の貧困問題に対して「つながりの再構築」を果たす取組みを行うことの意義が提唱されている。

社会的排除

[social exclusion]

貧困という用語に代わって現代的な貧困を認識する概念。経済的な意味での貧困だけでなく貧困をもたらす要因となる生活環境や状態、そのプロセスをも含むニーズ把握のための概念として理解されている。

社会福祉主事

年齢が20歳以上の地方公共団体の事務吏員または技術吏員であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次のいずれかに該当するものとされる資格である（社会福祉法19条）。具体的には、①学校教育法に基づく大学、短期大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、②厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者、③社会福祉士、④厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者、⑤前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの。大学等において資格を有した社会福祉主事を俗に3科目主事という。

社会生活自立支援

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」（2004〔平成16〕年）において生活保護の自立支援を、社会福祉法の基本理念を踏まえて①日常生活自立支援、②社会生活自立支援、③就労自立支援の3つに整理したものの1つ。利用者が家族や地域などとのつながりを回復維持し、地域社会の中で主体的な生活が送れるように支援することをいう。

社会保障制度審議会

アメリカ社会保障調査団報告により1948（昭和

23) 年に設置された総理大臣の諮問機関。旧生活保護法の不備を改善するよう求めた1949(昭和24)年の勸告が契機となって現行生活保護法が成立した。

住宅扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。「住居」(家賃、間代、地代等)と住宅の補修と維持に必要な費用が給付される。一般基準の額で充足できない場合は特別基準の設定が認められている。金銭給付が原則である。なお、この扶助は、旧生活保護法において生活扶助に含まれていた。

宿所提供施設

生活保護法による5種類の保護施設の1つ。住居のない要保護者に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設。保護施設の中でその数は最も少ないが昨今の路上生活者の保護を行う上で重要な役割が期待される。

授産施設【生活保護法】

生活保護法による5種類の保護施設の1つ。身体上もしくは精神上の理由または世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対し、就労または技能の修得のために必要な機会を与え、その自立を助長することを目的とする施設。

恤救規則

1874(明治7)年に一般的救貧対策として公布された、わが国最初の国家的救貧事業である。しかしながら「無告の窮民」に限る、「人民相互の情誼」といったことが象徴しているように内容的には非常に貧相なものであった。

出産扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の範囲内で給付される。基準額は施設と居宅では異なる。金銭給付を原則としている。

職権保護

生活保護法による申請保護の原則の例外措置。生活保護の利用は要保護者の申請行為を前提としてその

権利の実現を図ることになる。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、実施機関は申請がなくても必要な保護を行うことができる。これを職権保護という。

自立支援プログラム

2004(平成16)年12月の「生活保護制度の在り方に関する委員会報告書」で提案された被保護者への自立支援事業。被保護者の自立阻害要因について類型化を図り、類型ごとに自立支援の具体的内容、実施手順を定め、これに基づき個別に必要な支援を組織的に実施するもの。

自立助長

生活保護法における2つの目的の1つ。ケースワーカーは金銭給付を中心とする最低生活保障(社会保障的側面)と並んで、指導援助の対人サービス(社会福祉的側面)を通して保護利用者の生活全体を支援しなければならない。

資力調査(ミーンズ・テスト)

[means test]

保護申請者の受給資格を確認するための調査。生活保護法における補足性の原理に基づき、資産や所得をはじめ、親族扶養の有無、労働能力等を調査することをいう。

新救貧法(改正救貧法)

イギリスのエリザベス救貧法を旧救貧法というのに対して、新救貧法ともいう。改正された法内容の特徴を全国的統一、劣等処遇、ワークハウス収容の3原則に見ることができる。

審査請求

不服申立ての一種。行政庁の違法または不当な行為に対して、処分庁の直近の上級庁(都道府県知事)に審査を求めるとをいい、処分庁に対して行う異議申立てと異なる。生活保護法では裁決すべき期間を50日以内と定めたり、介護保険法等では口頭での審査請求を認めるなど特別規定を設けている。

審査請求前置主義

保護の決定および実施に関する行政処分について不

服がある場合、まず不服申立て（審査請求）を行い、行政（都道府県知事）の判断（裁決）を経た後に、裁判所に対して訴訟を提起できることをいう。

申請保護の原則

生活保護法による実施上の4原則の1つ。保護は、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとされている。ただし、要保護者が急迫した状況にある場合は申請がなくとも保護を行うことができる。

水準均衡方式

生活扶助基準の算定方法の1つで1984（昭和59）年から現在まで採用されている。政府経済見通しにおける当該年度の民間最終消費支出の伸び率を基礎として、前年度までの消費水準との調整を行い改訂率を決定する方式。

SCAPIN775

1946（昭和21）年2月にGHQの発した公的扶助に関する覚書。国家責任、無差別平等、公私分離などの原則が示され、これに基づいて旧生活保護法が生まれた。なお、SCAPは連合国軍最高司令官、INはInstructionの略で指令の意。

スティグマ

[stigma]

もともとの意味は奴隷や犯罪者の体に刻まれた^{しるし}徴である。多数派集団において正統とされる文化や規範を欠く少数派集団に対しては、その属性から否定的なレッテルが貼られ、その集団に属する者は正常から逸脱した者とみなされ、他人の軽視と不信を買う。それは被差別的な地位のシンボルという意味で汚点（スティグマ）となり社会的な差別を発生させるとされる。

スピーナムランド制度

[Speenhamland System]

1795年にイギリスのスピーナムランドのペリカン・インで決定した賃金補助制度。パンの価格と家族の人数により最低生活費を算定し、労働賃金との差額を救貧税から手当として支給された。

生活困窮者緊急生活保護要綱

終戦直後の1945（昭和20）年12月に閣議決定された臨時応急的な困窮者援護制度。援護対象には失業者も含まれていたが、戦前の軍事扶助法の基準を踏襲したり、方面委員を活用するなど、あくまで慈恵色が強かった。

生活困窮者自立支援法

2013（平成25）年12月に改正生活保護法とともに制定された法律。生活保護に至る前からの自立支援策の強化を図るため、自立支援相談事業、住居確保給付金の支給その他の事業を行う。2018（平成30）年6月に改正され、これまで任意事業だった就労準備支援事業と家計改善支援事業（家計相談支援事業）の実施を自治体の努力義務とする条文を盛り込むなど、生活困窮者への支援強化が図られた。

生活福祉資金貸付制度

低所得対策の主要制度の1つ。低所得者、障害者、高齢者、失業者に対し、経済的自立や安定した生活を確保するため、社会福祉協議会による資金の貸付と民生委員による必要な援助指導を行う。2009（平成21）年10月から、それまでの10種類の資金種類が「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類に整理・統合された。

生活扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。最も基本的な扶助で、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものが移送の範囲内において支給される。具体的には基準生活費、各種加算、一時扶助等から構成されている。

生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書

2004（平成16）年に社会保障審議会福祉部会から提出された生活保護制度改革に関する報告書。「利用しやすく自立しやすい制度」への転換が今後の方向性として示されている。

生活保護制度の改善強化に関する勧告

1949（昭和24）年に社会保障制度委員会が行った

旧生活保護法改正に関する勧告。保護請求権の確立、不服申立制度の法定化、専門吏員の設置、欠格条項の明確化などが取り上げられた。

生活保護法

生活保護について規定した法律。太平洋戦争終結後、GHQ（連合国軍総司令部）は日本政府に対し、救済についての①無差別平等の原則、②国家責任の原則、③公私分離の原則、④救済費非制限の原則の4原則を示した。政府はこの4原則に基づき従来の救護法を廃止し、1946（昭和21）年に（旧）生活保護法を制定した。しかし、その後制定された日本国憲法の下では生存権や国の社会保障義務が不十分な点が指摘され、1950（昭和25）年に全面改正され現行法となる。この法律は①無差別平等、②最低生活、③補足性という3つの原理と、①申請保護、②基準および程度、③必要即応、④世帯単位という4つの原則からなる。

生業扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。要保護者の稼働能力を引き出し、それを助長することによって、その自立を図ることを目的としている。最低限度の生活を維持できない者のみならず、そのおそれのある者をも対象とし、生業資金、技能の習得（高校就学費を含む）などのために必要な範囲で給付される。

生存権

国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、国に社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進を図る義務を課す社会権の中核となる権利（憲25条）。生存権は、当初はプログラム規定（国の政治的指針）説が有力だったが（食糧管理法違反事件：最大判昭23・9・29）、朝日訴訟以降、具体的権利とまではされなかったものの裁判基準となっている。

世帯単位の原則

生活保護法による実施上の4つの原則の1つ。保護は同一の住居に居住し、生計を一にしている集まりである世帯を単位としてその要否および程度を定める。そこでは親族以外の者を含む場合であっても1つの世帯として捉える。ただし、個人を単位として

要否等を定めることもできる。

世帯分離

世帯単位の原則の例外措置。個人単位ともいう。長期入院患者のように事実上別居している場合、間近い結婚、就職が決まっていたり、大学等に修学している場合などに採る措置を世帯分離という。

絶対的水準論

最低生活水準の考え方の1つ。最低生活水準は健康の保持その他の需要（衣服、住居等）から国民生活の水準とは無関係に決まる動かしがたい固定的、絶対的な水準であるとされる考え方。

セーフティネット

[safety net]

安全網の意。サーカスで落下防止のために張られた網をもとに、国民生活が危機に陥っても安全を保障する社会的な制度や対策を指すものとしてこの語が使用されるようになった。公的扶助は最後のセーフティネットである。

セン

[Sen, Amartya 1933-]

インド出身の経済学者。経済の分配・公正と貧困・飢餓の研究により1998年度ノーベル賞を受賞した。貧困・不平等の問題を捉える上で、人間の多様性を認め、これまでの財貨の量や効用のみではなく、それらによって達成可能となる機能に着目する「潜在能力」概念を提唱し、今日の貧困研究に大きな影響を与えている。センのこの潜在能力アプローチを発展させたものが国の豊かさを示す国連の人間開発指標である。

総合支援資金

低所得対策としての生活福祉資金貸付制度の一種。失業や減収等による生活困窮者に対して、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）とあわせて、生活費および生活建て直しのための一時的な資金の貸付を行う。

葬祭扶助

生活保護法による8種類の扶助の1つ。被保護者が

死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないときなどに、検案、死体の運搬、火葬または埋葬、納骨などのために必要な範囲内で給付される。金銭給付を原則としている。

相対的水準論

最低生活水準の考え方の1つ。最低生活水準は、一般的制約はあるにしても、全体としての国民生活水準、社会的意識等によって相対的に決まる水準とされる考え方。今日ではこの相対的水準論の立場が広く一般的に容認されている。

第1類

生活扶助基準は、第1類、第2類の基準生活費と各種加算を中心に構成されている。第1類は、食費、被服費などの個人単位で消費する生活費について定められた基準をいう。また第1類は、年齢別・所在地域別に設定されている。

第2類

生活扶助基準は、第1類、第2類の基準生活費と各種加算を中心に構成されている。第2類は、電気代、ガス代、水道代など光熱水費や家具什器などの世帯共通的な経費をいう。また第2類には、これに地区別の冬季加算も加わる。

タウンゼント

[Townsend, Peter 1928-2009]

現代の貧困や不平等の理論に関するイギリスの代表的研究者。ラウンツリー (Rowntree, B. S.) に代表される固定的な絶対的貧困概念に代わる相対的剝奪概念を提示し、その後の貧困研究に多大な影響を与えた。

高訴訟

心身障害者扶養共済制度条例に基づく年金を収入として認定し保護費を減額した処分に対して重度障害者の高眞司氏が提訴した訴訟。他人介護費の低さが争点となったが、2003 (平成 15) 年最高裁において勝訴した。

憐民養成論

貧困者への公的救済に見られる考え方の1つ。貧困

に陥るのは貧民自らの行いの結果であるから、公費によって貧民を救助すればますます怠惰な貧民を増やしてしまうとする考え。新救貧法に理論的主柱を与えたマルサス (Malthus, T. M.) の見解と共通する。

単給/併給

生活保護法には8種類の扶助があるが、1種類だけの扶助が行われる場合を単給という。これに対し、2種類以上の扶助が行われる場合を併給という。たとえば生活扶助と医療扶助を同時に受給する場合などである。

低所得対策

所得が低い状態にある世帯や人びとを対象に貧困を防止し、生活の維持・向上のために提供される制度とそれに基づく援助的関わりの方針の総称。生活福祉資金貸付制度や公営住宅制度などがある。

冬季加算

最低生活を保障する観点から、生活扶助基準第2類 (世帯共通経費) には夏季と冬季における日常生活需要の差を考慮して11月から3月までの5ヵ月間設定されているものである。都道府県を単位として全国をI区からVI区まで6区分し、世帯人員別に加算額が設定されている。

特別児童扶養手当

この手当は、精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満で精神または身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者を対象とする。

中嶋訴訟

保護費および収入を原資とする学資保険の満期返戻金を収入認定し、保護費を減額した処分に対して1991 (平成 3) 年に中嶋豊治氏によって提訴された訴訟。2004 (平成 16) 年最高裁において勝訴し、2005 (平成 17) 年度から生業扶助の中に「高校就学費」制度が新設された。

ナショナル・ミニマム

[national minimum]

国家によって国民全員に保障されるべき最低限の公共サービスの水準のこと。イギリスのウェッブ夫妻 (Webb, S. J. & Webb, B.) が『産業民主制論』 (1897) の中で提唱した。1942年のイギリスのベヴァリッジ報告では「最低生活保障の原則」が示された。

日常生活自立支援

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」(2004〔平成16〕年)において生活保護の自立支援を、社会福祉法の基本理念を踏まえて①日常生活自立支援、②社会生活自立支援、③就労自立支援の3つに整理したものの1つ。身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理ができるように支援することをいう。

入院患者日用品費

生活保護法における生活扶助の一種で、病院または診療所に入院している被保護者の一般生活費をいう。朝日訴訟で争われた「生活保護基準」はこの日用品費の支給額が問題とされたものであった。

林訴訟

失業し野宿を余儀なくされたホームレスの林勝義氏によって1994 (平成6) 年に提訴された訴訟。生活保護法4条1項に規定する「利用しうる能力を活用する」との補足性の原理をめぐる争われた。

必要即応の原則

生活保護法による実施上の4原則の1つ。保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態別などその個人または世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとされる。法を機械的に運用することなく個別的な必要性を重視している。

標準世帯

統計調査の1つのモデルで理論的に標準化された世帯。生活保護制度においては生活扶助基準額の算定と最低生活保障水準を決める際にこの標準世帯を設定して行う。2021 (令和3) 年度現在では3人標準

世帯 (33歳男、29歳女、4歳子) をモデルとして採用している。

貧困

一般的には生活を支える基礎的ニーズの不足あるいは欠乏であるといわれるが、時代や社会によってそのあらわれ方は異なる。これまでの貧困論の流れを踏まえれば、絶対的貧困から相対的貧困へ変化し、近年では社会的排除という用語が使用されている。

貧困線

貧困か否かを区別する客観的な基準を表した概念。古くはブース (Booth, C.) やラウントリー (Rowntree, B. S.) の調査によって用いられた。わが国の場合、生活保護基準が政策的次元における公的貧困線といえる。

貧困戦争

[war on poverty]

アメリカの第36代大統領ジョンソン (Johnson, L. B.) による貧困克服のための政策をいう。1960年代以降、「豊富の中の貧困」問題についての関心が高まる中で採られた一連の政策の展開を貧困戦争と呼んでいる。

貧困調査

貧困者の生活実態を実証的に明らかにした調査。その代表的なものが19世紀末のイギリスにおいて行われたブース (Booth, C.) のロンドン調査とラウントリー (Rowntree, B. S.) のヨーク調査である。貧困は社会的原因によって引き起こされる問題であることを明らかにした。

貧困の再発見

[rediscovery of poverty]

「豊かな」社会を迎えた1960年代に英米両国ではほぼ時期を同じくして貧困者の増大傾向を指摘する警告がなされ、それが契機となって、その後の貧困対策や貧困概念に大きな影響を与えた。これを貧困の再発見と呼んでいる。その警告書とは、エーベルスミス (Abel-Smith, B.) とタウンゼント (Townsend, P.) の『貧困層と極貧層』(1965) とハリントン (Harrington, M.) の『もう一つのアメ

リカー合衆国の貧困』(1962)である。

貧困の発見

19世紀末に行われたブース(Booth, C.)とラウントリー(Rowntree, B. S.)の貧困調査はその実態を明らかにし、貧困が個人の責任によるものでなく社会経済的な理由によって生み出されることを客観的に証明した。これらは貧困の社会性を指摘し、旧来の貧困観を大きく転換する契機になった。これを貧困の発見と呼んでいる。

貧困文化

[culture of poverty]

文化人類学者のルイス(Lewis, O.)が1960年代に提唱した概念。貧困者には、生活態度、価値観、規範など共通した特有の生活様式が見られるとした。しかしこの見解には批判や反論も多い。

貧民監督官

イギリスのエリザベス救貧法下の救貧行政吏員。治安判事の指揮監督下に置かれ、教区ごとに有力な世帯から選任された。救貧税の徴収と救貧事務を行う無給の官吏で、その任期は1年とされた。

福祉資金

生活福祉資金貸付制度の資金の種類の一つで、福祉費と緊急小口資金からなる。前者の福祉費には、生業を営むために必要な経費をはじめ、福祉用具等の購入や障害者用の自動車の購入に必要な経費も対象となっている。

福祉事務所

住民に直結した福祉サービスの行政機関である。業務は福祉六法に定める援護、育成、更生の措置に関する事務を行う。都道府県福祉事務所は生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の三法に関する事務をつかさどり、市町村福祉事務所は三法に加えて老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法のすべての事務を行う。

ブース, C.

[Booth, Charles James 1840-1916]

イギリスの研究者、実業家。17年にわたって実施

したロンドン調査はその報告書『ロンドンの民衆の生活と労働』(全17巻)にまとめられ、人口の3割が貧困線以下にあり、その原因が低賃金等の雇用上の問題に起因することを明らかにした。

不服申立て

行政行為に対する行政上の救済制度。行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為について、これを違法または不当であると主張する者が、その是正を求めることをいう。通常の訴訟と異なり、行政庁が審査を行う。異議申立て・審査請求・再審査請求の3種類がある。

法外援助

生活保護法に基づく公的扶助以外に要・被保護世帯を対象として福祉事務所や社会福祉協議会が独自に行っている援護施策。具体的にはパン券、入浴券、見舞金などの支給や臨時施設による対応などがある。

訪問調査

生活保護法における訪問調査は「世帯訪問調査」と「関係先調査」の2つに大別されるが、その目的は要保護者の生活状況等を把握し、処遇に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことにある。

保護施設

生活保護法で規定している5種類の施設を指す。すなわち救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設である。居宅において生活を営むことが困難な者を入所させ、これらを利用させるものであり、その目的により上記施設が対応する。

保護の実施機関

法規定上の保護の実施機関とは要保護者に対し法の定める保護を決定実施する責任と権限をもつ都道府県知事、市長、福祉事務所を設置する町村長をいう。実際には委任規定により福祉事務所長に委任されている。

保護の停止・廃止

保護の停止は臨時収入などにより保護を要しない状

態が一時的である場合に行われるのに対して、保護の廃止は保護の打ち切りを意味し、保護を必要としない状態が確実かつ安定的である場合に行われる。なお、「令和2年度被保護者調査」（厚生労働省）によると、保護の廃止理由で最も多かったのは死亡であり、廃止理由全体の45.5%を占めている。

保護の費用の返還

急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

保護率

人口1,000人に対する生活保護受給者の割合。わが国ではこの比率を‰（パーミル）で表記している。保護率は景気の動向や他制度の充実等により変動するが地域差も大きく、法の運用による行政的要因も見逃せない。

補正性の原理

生活保護法の最も根幹となる4原理の1つ。保護は生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用し、かつ扶養義務者による扶養や他法による扶助によってもなお最低限度の生活が維持できないときに行われる。

捕捉率

[take up rate]

生活保護基準以下で生活する者のうち、実際に保護が適用されている者の割合をいう。要件を満たしているにもかかわらず保護されていない漏給者を把握する上で極めて重要な数値である。わが国では捕捉率の低さが問題点として指摘されている。

ホームレス自立支援法

2002（平成14）年に10年間の時限立法として成立した法律で正式名称は「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」。国、自治体等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し必要な施策を講ずることにより問題の解決に資することを目的としている。なお、2012（平成24）年に、法の期限が2017（平成29）年8月6日

まで5年間の延長が決定し、引き続き2017（平成29）年にさらに10年間延長されている。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

ホームレス自立支援法に基づき、2003（平成15）年に具体的なホームレス対策の推進方策を提示した。2008（平成20）年には前回の基本方針を前提としつつ2007（平成19）年に実施したホームレス全国調査をもとに、よりきめ細かな対策が必要であるとして、たとえば女性のホームレスに対して性差に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて婦人相談所や婦人保護施設等と連携することなどが示された。その後、2017（平成29）年のホームレス自立支援法の法期限の延長を受けて2018（平成30）年に新たな基本方針が策定された。

マーケット・バスケット方式

生活扶助基準の算定方法の1つ。最低生活を営むために必要な飲食物や衣類、入浴料等の個々の品目を積み上げて最低生活費を算出する方法。旧生活保護法施行時の1948（昭和23）年に導入された。また、ラウントリー（Rowntree, B. S.）が貧困調査で用いた方式でもある。

無差別平等の原理

生活保護法の最も根幹となる4原理の1つ。すべて国民はこの法律の定める要件を満たす限り保護請求権が差別なく保障されている。したがって、貧困原因、人種、社会的身分などを問わないとされる。

無料低額宿泊所

社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の1つ。「無料又は低額な料金」でホームレス等の生活困窮者に宿泊場所等を提供する。入所者のほとんどが生活保護受給者となっており、その保護費を不当に徴収する「貧困ビジネス」対策として2018（平成30）年6月の法改正により、事前届け出制の導入や施設最低基準の整備等、規制強化が図られた。

養老院／養老施設

老人の保護施設。養老院は救護法による救護施設の1つであり、わが国で初めて法的に位置づけられた。養老施設は戦後の生活保護法に依拠した保護施

設の1つだが、1963（昭和38）年に老人福祉法に移行した。

ラウンツリー

〔Rowntree, Benjamin Seebohm 1871-1954〕

イギリスの研究者、実業家。業績の中でも1899年実施のヨーク調査は『貧困—都市生活の一研究』（1901）としてまとめられ、貧困の科学的研究として極めて著名である。ブース（Booth, C.）の調査研究の成果とともに「貧困の発見」と呼ばれている。

濫給

保護の必要がない者に対して保護を行うことをいう。保護申請にあたり虚偽の申告をし、不正な手段により保護を受けたり、実施機関が十分に調査を行わなかったりした場合に生じることが多い。

劣等処遇の原則

救済を受ける貧民は、最低層の自立労働者以下の水準で処遇すべきであるとの原則。1834年、イギリスの「新救貧法」において制定された。

漏給

保護の受給要件を満たしているにもかかわらず保護が適用されていないことをいう。制度に対する無

知・誤解、受給にまつわる屈辱感等により権利行使しない要保護者サイドのあり方に加え、実施機関の漏給に対する消極的な姿勢も問題とされる。

ワーキングプア

〔working poor〕

働く貧困層。労働によって得られる賃金が生活保護基準以下の労働者をいう。わが国ではこの問題が近年の非正規雇用者の急激な増大によりクローズアップされてきている。

ワークハウス

〔workhouse〕

貧民の収容施設で一般には労役場と訳される。無能力者の保護施設で貧民を働かせるようになったことから労役場が発生したとされる。18世紀は救援抑制の場として、また19世紀の新救貧法では劣等処遇を行う場として位置づけられた。

ワークハウステスト法

1722年、イギリスで成立。教区に労役場を作り、救済を求める者を労役場において収容管理し、労働能力のある者に作業をさせた。労役場への収容を拒否する者には、救済を受ける権利をなくすことを規定した。

資料編

1. 恤救規則
2. 救護法
3. 生活困窮者緊急生活援護要綱
4. 生活保護法〔旧法〕
5. 生活保護法
6. 生活困窮者自立支援法
7. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

1. 恤救規則

〈明治7年12月8日太政官達第162号〉

濟貧恤救ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ管ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ50日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務省ヘ可伺出此旨相達候事

- 1 極貧ノ者独身ニテ廢疾ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ1ケ年米1石8斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ
但独身ニ非スト雖モ余ノ家人70年以上15年以下ニテ其身廢疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ
- 1 同独身ニテ70年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ1ケ年米1石8斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ
但独身ニ非スト雖モ余ノ家人70年以上15年以

下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ

- 1 同独身ニシテ疾病ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ1日米男ハ3合女ハ2合ノ割ヲ以テ給与スヘシ
但独身ニ非スト雖モ余ノ家人70年以上15年以下ニテ其身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ
- 1 同独身ニテ13年以下ノ者ニハ1ケ年米7斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ
但独身ニ非スト雖モ余ノ家人70年以上15年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ
- 1 救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事

2. 救護法

〈昭和4年4月2日法律第39号〉

廢止 昭和21年9月9日法律第17号

第1章 被救護者

第1条 左ニ掲グル者貧困ノ為生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

- 1 65歳以上ノ老衰者
- 2 13歳以下ノ幼者
- 3 妊産婦
- 4 不具廢疾、疾病、傷病其ノ他精神又ハ身体ノ障礙ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者

②前項第3号ノ妊産婦ヲ救護スベキ期間並ニ同項第4号ニ掲グル事由ノ範圍及程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第2条 前条ノ規定ニ依リ救護ヲ受クベキ者ノ扶養義務者扶養ヲ為スコトヲ得ルトキハ之ヲ救護セズ但

シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第2章 救護機関

第3条 救護ハ救護ヲ受クベキ者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ現在地ノ市町村長之ヲ行フ

第4条 市町村ニ救護事務ノ為委員ヲ設置スルコトヲ得

②委員ハ名誉職トシ救護事務ニ関シ市町村長ヲ補助ス
第5条 委員ノ選任、解任、職務執行其ノ他委員ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第3章 救護施設

第6条 本法ニ於テ救護施設ト称スルハ養老院、孤児院、病院其ノ他ノ本法ニ依ル救護ヲ目的トスル施

低所得者に対する支援と生活保護制度

問題 63 生活保護法に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 保護が実施機関の職権によって開始されることはない。
- 2 保護は、生活困窮に陥った原因に基づいて決定される。
- 3 最低限度の生活を保障することを目的としている。
- 4 自立の見込みがあることを要件として、保護を受けることができる。
- 5 自立を助長することを目的としている。

問題 64 事例を読んで、生活保護法の定める内容に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

単身で2LDKの賃貸マンション暮らしのBさん(44歳)は、建設業に従事していたが半年前に自宅で骨折をして仕事を続けられなくなり、退職した。Bさんには遠く離れた故郷に父親(75歳)がいるが、父親も生活に余裕がない。Bさんは生活費が底をつき、生活保護を受給し、リハビリに励むこととなった。その後Bさんはリハビリが終わり、医師から軽労働なら就労できる状態だと診断された。求職活動をしたものの、年齢や技能の関係で仕事は見つかっていない。そこでBさんは今よりもう少し安い家賃のアパートに移ろうかと考えている。

- 1 就労に必要な技能修得の費用が生業扶助から支給される。
- 2 アパートに転居する際の敷金が生活扶助から支給される。
- 3 父親から仕送りを受けると、その金額の多寡にかかわらず保護は廃止される。
- 4 医師から就労できる状態だと診断された時点で、保護は廃止される。
- 5 父親は後期高齢者であるため、Bさんを扶養する義務はない。

問題 65 生活保護の種類と内容に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 生活扶助の第1類の経費は、世帯共通の費用とされている。
- 2 住宅扶助には、住宅の補修その他住宅の維持のために必要な経費が含まれる。
- 3 介護扶助には、介護保険の保険料が含まれる。
- 4 医療扶助によって、入院中の被保護者に対して入院患者日用品費が支給される。
- 5 出産扶助は、原則として現物給付によって行われる。

問題 66 生活保護制度における都道府県及び都道府県知事の役割や権限に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県は、福祉事務所を任意に設置できる。
- 2 都道府県知事は、地域の実情を踏まえて生活保護法上の保護基準を変更することができる。
- 3 都道府県は、町村が福祉事務所を設置する場合、その保護費の一部を負担する。
- 4 都道府県知事は、保護施設の設備及び運営について、基準を定めるよう努めることとされている。
- 5 都道府県知事は、生活保護法に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

問題 67 事例を読んで、Cさんが生活福祉資金貸付制度を利用する場合の内容に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Cさん(50歳)は、R市で一人暮らしをしていたが、会社が倒産し、無職となった。雇用保険(基本手当)の給付を受けていたが、受給期間終了後も再就職先が見つからず、生活が苦しくなったので生活福祉資金貸付制度の総合支援資金を利用したいと思い、R市の社会福祉協議会に相談に訪れた。

- 1 貸付を受けるためには、連帯保証人が必須となる。
- 2 貸付金の償還が免除されることはない。
- 3 離職理由によって、最終貸付日から返済が開始されるまでの据置期間が異なる。
- 4 借入れの申込み先は、R市の福祉事務所である。
- 5 資金の貸付けを受ける場合には、必要な相談支援を受けることが求められる。

問題 68 事例を読んで、生活困窮者自立相談支援機関のD相談支援員(社会福祉士)が提案する自立支援計画案の内容に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Eさん(50歳)は、実家で両親と3人暮らしである。両親はともに80代で、実家は持ち家だが他に資産はなく、一家は両親の老齢基礎年金で生活している。Eさんは大学卒業後、出身地の会社に就職したが人間関係がこじれて5年前に退職し、その後は定職に就かず、実家でひきこもり状態である。Eさんの状況を両親が心配し、またEさん自身もこの状況をどうにかしたいと考えて、Eさんは両親とともに生活困窮者自立相談支援機関に来所した。D相談支援員は、アセスメントを経て、Eさんに今後の支援内容を提案した。

- 1 社会福祉協議会での被保護者就労支援事業の利用
- 2 公共職業安定所(ハローワーク)での生活困窮者就労準備支援事業の利用
- 3 認定事業者での生活困窮者就労訓練の利用
- 4 地域若者サポートステーションでの「求職者支援制度」の利用
- 5 生活保護法に基づく授産施設の利用

(注) 「求職者支援制度」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職に関する法律(求職者支援法)に基づく制度のことである。

問題 69 「ホームレスの実態に関する全国調査」(厚生労働省)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 概数調査によれば、全国のホームレス数は2022年に比べて増加している。
- 2 概数調査によれば、性別人数では男性より女性が多数を占めている。
- 3 生活実態調査によれば、ホームレスの平均年齢は2016年調査に比べて低下している。
- 4 生活実態調査によれば、路上生活期間「10年以上」は2016年調査に比べて増加している。
- 5 生活実態調査によれば、「生活保護を利用したことがある」と回答した人は全体の約7割程度である。

(注) 「ホームレスの実態に関する全国調査」(厚生労働省)とは、「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」(2023年(令和5年))及び「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」(2021年(令和3年))を指している。